## 坂戸市商工会展示会等参加費用助成金について

坂戸市商工会の行う展示会等参加費用助成金について、下記のとおり定める。

- 1. 助成対象者 **地方自治体・業種団体等の主催する各種展示会や商談会(以下展示会等)に参加し、事業の推進に役立てようとする**坂戸市商工会会員事業所及び坂戸市内の事業所。
- 2. 助成目的 展示会等に参加し、自社 PR、新規取引先獲得を目指す会員事業 所を支援する。ただし、坂戸市商工会が主催する事業は除く。
- 3. 助成額 展示会等の1回の参加に付き、10,000円(非会員の場合 3,000円) または参加費どちらか低い金額。年度内助成額は1 事業所あたり、10,000円(非会員の場合 3,000円)を限度額とし、限度額にいたるまでは年度内複数回利用が可能とする。
- 4. 申請手続 展示会等の参加前に、所定の助成金申請書を参加事業内容のわ かる書類と共に坂戸市商工会へ提出する。参加費支払い後にその 領収書のコピーを提出する。

申請内容確認後、事業所指定の預金口座へ振り込むものとする。 ただし、申請期間を 8/31 までと翌年 1/31 の 2 回に分け、各期間の予算は年間予算の 1/2 を上限とする。

5. その他 申請企業は助成目的をよく理解し、企業の発展に努め、坂戸市商 工会はそれを支援する目的から、万が一、不正利用等が判明した場 合、速やかに助成額及び振込手数料を全額返還し、今後この助成 制度は利用できないものとする。

> また坂戸市商工会主催の事業については対象としない。 なお、ここに定めていないものは、申請事業所・坂戸市商工会双方 協議の上、申請事業所は坂戸市商工会の指示に従うものとする。

この助成は平成 24 年度より開始する。 平成 25 年 5 月 8 日一部改正 平成 26 年 5 月 8 日一部改正

## 坂戸市商工会展示会等参加費用助成金申請書

平成 年 月 日

申請者	所在地							
	<u>会社名</u>							
	代表者名							
							印	
下記のとおり坂戸市商工会展示会等参加費助成金を申請いたします。								
1 4		/ /// ·   •   •	. — .		,	~		
参加展示会等名								
主催者								
					_			
				支払金額			助成金額	
参加年月日								
平成年	月	日(	)					円
助成金振込	先							
金鬲	金融機関名			 c店名	種別		口座番号	
銀行					普通預金			
(国本語) 信用金庫				支店	当座預金			
   口座名義(フリガナ)					<u> </u>			